

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、C病院構内で入院患者から出るごみや医療廃棄物を一箇所に集めるための電気モーター式のモートルックを運転する作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同病院構内においてモートルックを運転していたところ、後方から来た普通乗用車に追突され（以下「本件事故」という。）、モートルックの座席の後ろにあった鉄のパイプで腰を強打し、後頭部も打撲したという。

請求人は、本件事故当日、D病院に受診し、「腰部挫傷」と診断され、同年〇月〇日まで通院加療し、同日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、「頸椎捻挫、腰部捻挫」（以下「旧傷病」という。）の傷病名により、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には同一系列に既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項に基づき、審査官の決定を経ないで、当審査会に再審査請求を行ったところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した(平成20年労第25号)。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、旧傷病が再発したとして、「腰痛症、頰椎症」(以下「現傷病」という。)の傷病名にて、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は旧傷病の再発とは認められないとし、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、現傷病は旧傷病の再発である旨主張している。

労働者災害補償保険制度においては、業務上又は通勤上の傷病が一旦治癒した後の再発であると認められるためには、①再発とする症状が当初の業務上又は通勤上の傷病と医学的相当因果関係があると認められること、②治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、③治療効果が期待できると医学的に認められることのいずれの要件も満たす必要があるとされている。

そこで、現傷病が旧傷病の再発と認められるか否かについて、上記要件に照らし、検討する。

(2) 現傷病と旧傷病との医学的相当因果関係について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、再発年月日について、「(平成〇年〇月〇日)以前より慢性痛として通院しており、再発年月日としては請求人が言い張る請求年月日によるものしかなく、別に当院が再発と認めたものではない」、X線所見について、「腰椎全体の加齢性変化あり。」、MRI所見について、「L2/3、3/4の2箇所には脊柱管の狭窄を認める。」と述べている。また、「平成〇年〇月の症状固定以降に平成〇年の腰椎固定術に対する金具の抜釘術を施行しており、平成〇年〇月に自転車との衝突事故も起こしているため、その影響は不明であるが、頸椎は事故と加齢に伴う変形性頸椎症の所見があり、腰椎は手術と加齢に伴う変形性腰椎症の所見が見られ、本件事故の再発とはいえない。」「因果関係不明というより、(中略)関連付けは難しい」と述べている。

請求人の旧傷病及び現傷病の傷病名は、それぞれ「頸椎捻挫、腰椎捻挫」、「頸椎症、腰痛症」であり、傷病が異なり、かつその病因にも差異があることから、現傷病は旧傷病によって症状が悪化したものではない。したがって、当審査会としても、同医師の意見は妥当であると思料し、現傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係は認められないと判断する。

(3) 治ゆ後の症状に比して現傷病の症状が明らかに悪化していることについて

D病院作成の画像診断報告書(検査日平成〇年〇月〇日)によると、頸椎はC5/6、C6/7のレベルで脊柱管の狭窄を認めるが、前回同様で明らかな増悪傾向なく、腰椎はL2/3、L3/4、L4/5に上下終板の骨棘形成を認め、これらの部位で脊柱管狭窄、両側椎間孔の狭小化を来しているが、明らかな著変は認められない旨所見している。

したがって、現傷病は、治ゆ時に比して明らかに症状が悪化しているとは認められない。

(4) 治療効果が期待できるものであることについて

E医師は、上記意見書において、「慢性痛の治療として、対症的にトリガーポイントブロック注射と鎮痛剤の内服、点滴注射で、症状が一時的に奏功するにせよ、改善効果は不明である。」と述べているところ、現傷病に対する治療内容をみると、対症療法とみなされるもののみであって、根治に至る治療効果が期待できるものとは認められない。

(5) 以上のとおり、請求人の現傷病は、上記再発の要件のいずれにも該当しないものであり、請求人に発症した現傷病は旧傷病の再発とは認められないと判断する。

(6) なお、上記判断は、請求人らから提出のあった本件事故以外の公務災害等に係る診断書、診療録等を含む本件における一切の記録を子細に精査した上で、なされたものであることを申し添える。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。